

編譯『中國歴史文獻學史述要』

宋代の文獻收集と朝廷の藏書目錄

曾貽芬・崔文印 原著

山口謙司・石川薰・洲脇武志 編譯

一、『崇文總目』と北宋前期の藏書

『崇文總目』は、北宋朝廷の重要な藏書目錄である。北宋前期、主に太祖・太宗・真宗三代が力を入れて收集した歴史文献の總括（要旨）を撰修している。

宋朝は唐朝の舊制を踏襲し、昭文館・史館・集賢院を設立して書物を收藏し、「三館」と稱した。太平興國二（九七七）年、三館を新しい場所に建て、群書を廣く集め、崇文院と總稱した⁽¹⁾。そのために宋敏求は「唐の兩京皆な三館有り……本朝の三館合して一と爲り、並びに崇文院中に在り⁽²⁾」と述べている。その後、崇文院に祕閣が増設され、ここにも書物が收藏された。これがいわゆる三館祕閣であり、館閣とも稱された。『崇文總目』に著録される圖書は、崇文院に收藏された書物、つまり當時の國家藏書である。

宋初の國家藏書の基盤は、後周の藏書と諸國を滅ぼして手に入れた書物である。言うまでもなく、五代の戰亂と割據により、この基盤は明らかに弱まっていた。しかし、宋初の三代が既存の歴史文獻の收集と保存に力を盡したことにより、宋代の藏書は、絶えず充實していくた。

太祖の乾徳四（九六六）年には、早くも「凡そ書を進むる者、先づ史館をして點檢せしめ、須く是れ館中闕する所、即ち收納に與れば、仍ち翰林學士院引試に送り、吏理を驗問し、職官に任ずるに堪ふ者、名を具さにし以て聞くを得。」⁽³⁾ という詔が下されている。この詔書は、宋代における獻書獎勵の基本的原則を定めた。皇帝によつて具體的な獎勵規定に相違はあるが、原則は一致している。

太宗の太平興國九（九八四）年、宋王朝は次のようにさらに明確に規定している。「宜しく三館の有する所の書籍をして、『開元四部書目』を以て比較せしめ、據見闕者、特に搜訪を行ひ、仍ち具さに少き所の書を錄し待漏院中外に榜示す。若し臣僚の家に三館の闕書有れば、之を上るを許す。及び三百卷以上の者は、其れ進書の人學士院に送り人才書判を引驗し、公理を試問し、如し職官に任ずるに堪ふ者、一子出身を與へ、或ひは儒墨に親しからざる者は、即ち安排を與ふ。如し三百卷に及ばざる者は、卷帙の多少に據りて金帛を優給し、如し官に納むるを願はざれば、本を借り繕寫して畢れば、却して以て之を付せよ。」⁽⁴⁾ 真宗のときは、上述した優遇條件を確保するほか、さらに「三館の少き所の書籍を收得すること有れば、納むこと一卷に到る毎に千錢を給す」⁽⁵⁾ と規定した。このような「小は則ち償ふに金帛を以てし、大は則ち之に授くるに官を以てす」という獎勵方法は、一部の人が「偽りて名目を立て、妄りに卷帙を分つ」（偽立名目、妄分卷帙）という弊害をもたらしたが、いづれにせよ「進納併びに多」⁽⁶⁾ く、歴史文獻を收集するという役割を果たした。こうして、仁宗のとき、『崇文總目』撰修の條件が整つた。

李燾『續資治通鑑長編』の記載によれば、『崇文總目』の撰修は、仁宗の景祐元（一〇三四）年閏六月に始まり、携わった者には、提舉官に張觀・宋庠・王堯臣・聶冠卿・郭稹・編修官に呂公綽・王洙・刁約・歐陽修などがいる。七年以上かけ、慶曆元（一〇四二）年十二月に完成し、圖書三萬六百六十九卷を著録した。

『崇文總目』の卷數について、王應麟『玉海』が引用する『國史志』は、「六十六卷、序錄一卷」としている。「國史」

とは、宋人が『實錄』などに基づき撰修した當代史である。北宋の『藝文志』には、國史が三部ある。それは、呂夷簡らが撰した『二朝國史』百五十五卷、王珪らが撰した『兩朝國史』百二十卷、李燾・洪邁らが撰した『四朝國史』三百五十卷である。『宋史』藝文志序によれば、三朝・兩朝・四朝は、それぞれ太祖・太宗・真宗の三朝、仁宗・英宗兩朝、神宗・哲宗・徽宗・欽宗の四朝である。『兩朝國史』を撰した王珪は、仁宗の慶歷年間の進士で、神宗のときに參知政事になったため、『兩朝國史』を編纂した。これらは大部分が自ら體験した當代史であり、『崇文總目』の卷數の記載については、當然信用できる。一般的な著錄は、大體は序錄一卷を數えず、單に六十六卷と稱している。例えば、『通志』藝文略や『玉海』に引用される『中興書目』及び『宋史』藝文志などはそうである。北宋末から南宋初年にかけて江少虞が編纂した『皇宋事實類苑』は、「崇文」は「目を爲り六十七卷を成す」⁽⁸⁾と述べており、明らかに序錄も數に入れている。

李燾『續資治通鑑長編』は、「翰林學士王堯臣等新修『崇文總目』六十卷を上る」⁽⁹⁾と記している。恐らく「六」という字を寫し損ねており、「玉海」もその文章を用いていたため、また誤っている。『郡齋讀書志』と『直齋書錄解題』の場合、袁本『讀書志』と『解題』は、いずれも一卷本と著錄している。晁公武は、ほかのことには觸れず、ただ「右皇朝崇文院の書目也。隋の嘉則殿の書は三十六萬卷、唐に至りて散失已に多し、崇文の書は之を唐に比ぶるに十に二三を得るのみ。丙午の亂を経てより、存する者幾も無し」⁽¹⁰⁾と述べている。陳振孫は考訂を行い、「景祐の初、學士王堯臣……歐陽修等撰定し、凡て六十六卷。諸儒皆な論議有り、歐公文集に頗る數條を見る、今此れ惟だ六十六卷の目のみ、題に紹興改定と云ふ」⁽¹¹⁾と述べている。ここから、南宋以後に通行した『崇文總目』は、諸儒の論議を削除した「紹興改定」本であるが、原書六十六卷の目録は残っていたことがわかる。衢本『郡齋讀書志』は、『崇文總目』は六十四卷だと記し、馬端臨『文獻通考』に採用されているが、その根據はわからない。恐らく姚應續が書き間違えたのであろう。

我々が現在目にすることのできる『崇文總目』は三つある。一つ目は、天一閣明鈔宋版『崇文總目』一巻であり、「紹興改定」本に當たる。二つ目は、清の乾隆年間の四庫館臣輯本十二巻であり、「四庫全書」に收録されているのがこの本である。ほかに武英殿聚珍本も通行している。三つ目は、嘉慶年間の錢東垣輯本五巻で、最も通行している版本である。商務印書館『國學基本叢書』に收録されているのはこの本である。

『續資治通鑑長編』などの記載によれば、『崇文總目』は唐の『開元四部錄』に倣って作られているという。『四部錄』撰修に携わった母要は、この書は「用ふる所の書序は、咸な魏文貞より取り、分つ所の書類は、皆な隋の經籍志に據⁽²⁾る」と述べている。つまり、『崇文總目』は、『隋書』經籍志と同様に、經史子集の四部に分類され、部の下はまた類に分かれているはずである。馬端臨『文獻通考』經籍考は、衢本『郡齋讀書志』を引用し、『崇文總目』は四十六類に分かれていると述べている。今、天一閣明鈔本に收録される目録を見ると、四十五類のみであることがわかる。それは、經部九類（原書八巻）、史部十三類（原書十五巻）、子部二十類（原書三十三巻）、集部三類（原書十巻）である。

『隋書』經籍志と照合すると、『崇文總目』は『開元四部錄』を模倣しているが、その分類をそのまま用いているわけではなく、いくらか増補や削除、調整を行っている。そのうち、經部は讖緯類を削除し、易・書・詩・禮・樂・春秋・孝經・論語・小學の九類を残している。史部は舊事類を削除し、正史・雜史・職官・儀注・刑法・地理というもともとの類目を殘すとともに、古史を編年に、霸史を偽史に、起居住を實錄に、雜傳を傳記に、譜系を氏族に、簿錄を目録に變えている。子部は儒・道・法・名・墨・縱橫・雜・農・小說・兵・五行というもともとの十一類目を残し、天文を天文占書に、曆數を曆算に、醫方を醫書に改め、同時に類書・算術・藝術・ト筮の四類目を増加している。特筆すべき點は、道書と釋書（もとは佛書と稱する）は『隋書』經籍志では集部の後に附されているが、『崇文總目』では正式な類目として子部に入れられている點である。集部については、『隋志』には楚辭・別集・總集の三類があつたが、今回際

立っているのは、楚辭類が文史類に變えられている點である。こうした修正や調整は、唐から宋までの歴史文献の變化と、人々の歴史文献に対する新たな認識を反映している。例えば、讖緯の書物は歷代王朝に禁止され、とりわけ隋朝は厳しかったため、宋代になるところした書物はいくらも残らず、一類を構成するには足りなくなっていたため、この類目は削除された。また、隋・唐二王朝では多くの類書が編纂され、宋初にも『太平御覽』・『太平廣記』などの類書が編纂された。こうした圖書の増加により、子部にこの類目が新設された。さらに、道書・釋書は、集部に附屬する地位から、子部の類目に變わった。これは、これら類書に對する宋人の見方が唐人と比べて變化したことを反映していると言える。

『崇文總目』には各類ごとに「敍釋」があり、陳振孫が「歐公文集頗る數條を見る（歐公文集頗見數條）」と述べる通りである。現在の『歐陽文忠公集』には、確かに「崇文總目敍釋」がある。そこには、經部の易・書・詩・禮・樂・春秋・論語・小學、史部の正史・編年・實錄・雜史・偽史・職官・儀注・刑法・地理・氏族・歲時・傳記、子部の儒家・道家・法家・名家・墨家・縱橫家・雜家・農家・小說家・兵家の合計三部三十の類目の敍釋がある。こうした敍釋は、主にその學術の淵源と類目設置の理由を述べており、これらの圖書を理解する上で、非常に有益である。例えば「雜家類」について、歐陽修の敍釋には、「雜家者の流、儒墨名法を取り合せて之を兼ね、其の言衆說を貫穿し、通ぜざる所無し。然らば亦た治道を補ふこと有り、廢すべからず（雜家者流、取儒墨名法合而兼之、其言貫穿衆說、無所不通。然亦有補于治道、不可廢焉）」とある。これは、雜家の特徴や「廢すべからざる」理由をかなり簡明に述べており、書目の使用に便宜を提供している。

『崇文總目』の著錄圖書には、大體簡明な内容の提要があり、これは解題とも稱される。例えば、經部の『孝經』一卷について、提要には「唐の明皇注、王肅・劉劭・虞翻・韋昭・劉炫・陸澄八家の説を取り、孔鄭の舊義を參仿す。今

太學に行はる（唐明皇注、取王肅・劉劭・虞翻・韋昭・劉炫・陸澄六家之說、參仿孔鄭舊義。今行于太學）」とあり、また史部の『建中實錄』十卷について、提要には「唐の史館修撰沈既濟撰。大曆十四年德宗卽位より起こり、建中二年十月既濟史官を罷むるの日に盡く。自ら五例を作り、常に異なる所以の者は、舉終は必ず始を見はし、善惡は必ず評し、月は必ず朔を擧ぐ、史官卑と雖も、出入は必ず書し、太子は薨と曰ふ。自ら辭は足らざると雖も、而れども書法に隠すこと無し云と謂ふ（唐史館修撰沈既濟撰。起大曆十四年德宗卽位、盡建中一年十月既濟罷史官之日。自作五例、所以異于常者、舉終必見始、善惡必評、月必舉朔、史官雖卑、出入必書、太子曰薨。自謂辭雖不足、而書法無隱云）」とある。こうした提要は、簡潔な言葉で書物の特徴を強調しており、讀者に有益である。

不思議なことに、「崇文總目」に對する宋人の評價は高くななく、遠回しな批判も多い。晁公武は「此の書謬誤する所多し」と述べている。鄭樵『通志』校讎略の「泛釋無義論一篇」も『崇文總目』に對するものであり、彼は「今『崇文總目』新意を出だし、每書の下、必ず著説あり。類を據標して自ら見はる、何ぞ用ひて更に之が説を爲さん。且つ之が説を爲すや、已に自ら繁し、何ぞ一一説を用ひん。説無き者に至つては、或ひは後書と前書と殊ならざる者、則ち強いて之が説を爲し、人の意をして怠たらしむ……『崇文』の釋く所、大概此の如し……（今『崇文總目』出新意、每書之下、必著説焉。據標類自見、何用更爲之説。且爲之説也、已自繁矣、何用一一説焉。至於無説者、或後書與前書不殊者、則強爲之説、使人意怠……『崇文』所釋、大概如此……）と述べている。ここから、鄭樵が『崇文總目』を低く評價し、歴史文献を著録するときの「必著説焉」に反対していることがわかる。『四庫總目提要』卷八十五には「鄭樵『通志』二十略を作り、務めて前人を凌駕せんと欲し、而して『藝文』一略、其書を目睹するに非ざれば則ち原委を詳究すること能はず。自ら海濱の寒畯、中祕の全を窺ふこと能はず、以て其の上を賀す無きを揣り、逐に其の己を害するを惡みて之を去る、此れ宋人忌刻の故智、公心より出づるに非ず。厥の後、托克托等『宋史』藝文志を作り、紕漏顛倒

す……是れ即ち高宗誤りて樵の言を用ひ、序釋を刪除の流弊也（鄭樵作『通志』二十略、務欲凌跨前人、而『藝文』一略、非目睹其書則不能詳究原委。自揣海濱寒畯、不能窺中祕之全、無以駕乎其上、遂惡其害已而去之、此宋人忌刻之故智、非出公心。厥後、托克托等作『宋史』藝文志、紕漏顛倒……是即高宗誤用樵言、刪除序釋之流弊也）」とある。しかし、錢大昕はこの見解に反駁し、「今『續宋會要』を考ふるに、紹興十二年十一月、權發遣盱眙軍向子堅言ふ、乞ふ本省に下し、唐の藝文志及び『崇文總目』の闕く所の書を以て、「闕」字を其の下に注し、諸州軍に付し照應搜訪せよと載す。是れ今の傳ふる所の者は、即ち紹興中に諸州軍に頒下し搜訪せし本にして、目有るも釋無し、其の尋檢に便なるを取るのみ。豈に漁仲（鄭樵）の言に因りて意有りて之を刪らんや。且つ漁仲は薦を以て官に入るも、紹興の末に在りては、未だ館閣に登らず、旋即物故、名位卑下にして、未だ一時を傾動すること能はず、若し紹興十二年、漁仲は一閩中の布衣なるのみ、誰か復た其の言を傳ふる者あらんや」と述べている。錢氏の見解は、道理に合い、しかも、天一閣鈔「紹興改定本」を證據としており、まさしく不易の論である。當時の『崇文總目』は、二種類の版本が流通していたと考えられる。一つは「繁本」（提要有り）、もう一つは「簡本」である。「簡本」は、提要を削除しているが、館閣に無い書物の書名の下に「闕」と明記して、「闕」に基づき收集しやすいようにしている。この本はもともと一時の便宜のためであり、流傳してほしくない版本は、まさしくこの版本であった。ただこのことは鄭樵とは無関係であり、鄭樵は單に『崇目』を低く評價しているにすぎない。

『崇文總目』の提要には、確かに手落ちや誤りがあるが、まさしく『四庫總目提要』が「今 其の書を觀るに、載籍浩繁なれば、牴牾は誠に保ち難き所なり。然れども數千年著作の目、斯に總匯し、百世而下、籍りて以て存佚を驗し、眞贗を辨じ、同異を核す、固より冊府の驪淵、藝林の玉圃爲るを失はざる也」⁽⁴⁾と記す通りである。この評價はまた公正である。

二、『祕書總目』と北宋後期の藏書

前文で既に明らかとなつて、太祖・太宗・真宗三代の苦心の結果があつて、仁宗の慶曆元年に編纂された『崇文總目』は、圖書三萬六百六十九卷を著録している。しかし、唐代の『開元四部錄』は、「都管三千六百部、五萬一千八百五十二卷……」⁽¹⁶⁾を著録しており、宋代の藏書は、唐の開元年間の藏書の半分強しかなかつたことは明確である。宋人は、まさしく「今祕府の藏する所は、唐の開元舊錄に比ぶれば遺逸尙ほ多し（今祕府所藏、比唐開元舊錄遺逸尙多）」と感じたため、仁宗の嘉祐五（一〇六〇）年、宋朝は再度、「宜しく購貲の科を開き、以て獻書の道を廣むべし」⁽¹⁷⁾と詔を下した。この詔書の獎勵方法は、①「應に中外史庶の家に應じ、並びに館閣の闕する所の書を上るを許さるれば、卷毎に絹一疋を支す（應中外史庶之家、並許上館閣所闕書、每卷支絹一疋）」、②「五百卷に及べば、當に議して文武資内を與へ安排すべし（及五百卷、當議與文武資内安排）」である。真宗時代の「納むること一卷に到る毎に千錢を給す（毎納到一卷給千錢）」や「三百卷以上に及ぶ者……一子出身を與へ、或ひは儒墨に親しまざる者は、即ち安排を與ふ（及三百卷以上者……與一子出身、或不親儒墨者、即與安排）」という獎勵規定と比較すると、賞官の條件は三百卷から五百卷に改められており、明らかに大きく引き上げられ、賞官の機會は激減している。逆に「納むること一卷に到る毎に千錢を給す」は「卷毎に絹一疋を支す」に改められ、絹の價格から言えば、明らかに賞金は激増している。⁽¹⁸⁾これは間違いないなく、廣範な獻書者の利益と積極性を考慮している。

*絹の價格について、當時の確實な數字はないが、一部の記載から、おおよそ推測することができる。『宋史』食

貨志によれば、宣和年間、西絹は「疋ごとに草百五十匁に折し、闡の估は錢^{百五十}」で、絹一疋を合わせると錢二千五百である。南宋の建炎年間、絹は「匹二千」で、同時に江西では「疋ごとに錢五千省を輸するは、舊直に比して已に其の半を増し、之を兩浙の時直に較ぶれば、匹ごとに一千五百多し」で、兩浙では當時、絹一疋は錢三千五百であったことがわかる。陸贊によれば、唐代は「納絹一匹、錢三千三百文に當る」であり、價格が低落したときは「錢一千五六百文に當る」であったという。ここから、絹一疋の價格は、常に千錢以上であり、或いは一千錢前後で流動していたと言える。

同時に、書庫に收藏されている藏書は、損失がひどかった。主な原因としては、①宦官による館閣の監督は、素人による圖書管理であり、要領を得なかつたこと、②制度が緩く、書籍は貸し出されたまま返却されないことが多く、「亡失」に多し（「失已多」）であつたこと、③宋代の館閣は、既に圖書自體の損失に注目していたため、「簡編脱落」しているものを書史に命じて補寫させたが、殘念ながら補寫が精確ではなかつたことが擧げられる。のちに「其れ私に借出するものとの之を借す者とは並びに法す（其私借出與借之者並法）」と規定し、更に館閣に編訂書籍官吏を置き、ほかの仕事を兼任させずに、散逸した書物を收集させた。特に手抄のときには、特殊な處理を施した紙、いわゆる「黃紙」に書き寫すことに注目し、「以て蠹敗を絶」⁽¹⁸⁾つたという。しかし、徽宗の大觀四（一一〇）年、『崇文總目』に著録される三萬六百六十九卷の書物は、「籍を按じて之を求むるに、十に纔かに六七なり。號して全本爲る者、一二萬餘卷を過ぎず、而して脫簡斷編〔散闕逸の數浸く多し⁽¹⁹⁾〕といふ状態であった。慶曆元（一〇四一）年から大觀四年までは、七十年にも満たないが、すでに著録された文献のうち、残っているものは「十に纔かに六七」であり、その損失は重大ではないとは言えない。特筆すべき點は、その七十年間、宋朝の國內には、特に大きな動亂はなかつたことである。文献の損失

がかくも重大であるという確固たる事實により、少なくとも、當時の人々は、唐の開元年間の盛時の藏書を入手することは明らかに不可能であることに、はつきり氣付かされた。そのため、祕書監の何志同は「宜しく今の搜採する所有に及び、慶曆舊錄に未だ備はらざる者有るを見る、其の名數を天下に頒ち、文學博雅の士を選び求訪し、『總目』の外別に異書有れば、竝びに借りて傳寫し、或ひは官は筆札を給し、即ち其の家之を傳ふれば、就ち校定を加へ、之を策府に上るべし」と申し出て、朝廷はこの建議を受け入れた。つまり、宋王朝の求書は、唐の書籍の探求から、既存の文獻を保存に重點を置き、さらに異書を探求するという方法へ轉換していた。或いは、前代の開元目録を一番目の地位に降ろし、「慶曆舊錄」、つまり『崇文總目』に未收錄の書物の探求を一番に置いたと言える。このような方法は、開元の舊籍の繼續的な探求を妨げないし、しかも、當代既存の文獻の保存にも着目しており、明らかに二重の意義を有していると言えよう。

獎勵方法の調整と、求書方針の變更は、かなりの效果を上げた。七年経った政和七（一一一七）年、祕書省校書郎の孫覲は「頃臣僚の遺書を訪求するを建言するに因り、今累年得る所、『總目』の外凡そ數百家、幾萬餘卷なり」と上奏し、「景祐の故事に依り、祕書省官に詔して訪める所の遺書以て討論譲次せしめ、『總目』に増入し、合せて一卷と爲す、乞ふ別に美名を制し、以て『崇文』の號を更むるを」と朝廷に願い出た。そこで朝廷は、孫覲と著作郎の倪濤に校書を、汪藻と劉彥適に撰次を命じ、前志の記載から重複や誤りを取り除き、合わせて圖書十四百七十四部、八千四百九十四卷を收錄した。⁽²³⁾ 神宗の元豐改製以後、崇文院は祕書省になっていたため、そのとき編纂された目録は、『祕書總目』と稱された。

前文を見ると、『祕書總目』とは、實際のところ、單なる『崇文總目』の増訂本であり、全體の形式は『崇文總目』の通りであること、また同時に『崇文總目』の名稱は長く踏襲されたため、後人はこの『祕書總目』を『崇文總目』と稱

していることがわかる。このとき、八千卷以上の藏書が加えられたが、崇文院のもともとの藏書は、損失がかなり多かつたため、『祕書總目』に反映されている北宋後期の藏書量は、多少差し引く必要がある。

宣和年間、宋の徽宗の求書の思いは切實で、獻書の獎勵方法を大幅に調整している。宣和四（一一二）年、徽宗は「……屢しば詔書を下し、「逸を訪求す……歷歲浸久なるも、有司翫習し、散缺を致すこと多し。私室の悶す所、世に或ひは傳えず、郡縣に諭旨を令して訪求すべく、士民の家藏書の在る所を以て自ら陳ぬるを許し、卷帙の多寡を以てせず、先づ篇目申提を具へ祕書省に擧げて以て聞し、聽旨遞進し、收錄に備ふべし、當に優は支賜を與ふ。或ひは祕して未だ見ざる所の書有りて、觀采に足る有れば、即ち命ずるに官を以てし、議して以て獎し、其の書錄し畢れば給還す。若し率先して奉行し、訪求すること最多の州縣も亦た名聞を具へ……禮部をして疾速に遍牒施行せしむ」と詔を下した（圈點は原著者による）。もし、以前の獻書は三百卷、或いは五百卷を任用の前提としていると言うなら、このときの探求は「卷帙の多寡を以てせず」を前提としており、單に「觀采に足る有れば、即ち命ずるに官を以てし、議して以て獎す」であり、獎勵の待遇は以前の規定をはるかに上回っている。

こうした獎勵方法の改善による效果は大きく、翌年、蒙州助教の張頤が五百四卷を獻納し、開封府進士の李東が六百卷を獻納した。照合の結果、張には一百一十一卷、李には百六十二卷、祕書省に缺けている書物があった。結果として、張頤は進士出身の身分を賜り、李東は迪功郎に任じられた。このような「卷帙の多寡を以てせず」、單に「祕して未だ見ざる所の書」を重視し、手厚い褒章を與えるという方法は、明らかに多くの收藏者の積極性を獎勵し、獻書を行う者は増加した。こうして、靖康の變の直前まで宋朝の藏書は大幅に増加した。『宋史』藝文志の序には「嘗て之を歴考するに、始め太祖・太宗・真宗三朝は、三千三百一十七部、三萬九千一百四十二卷あり。次いで仁・英宗の兩朝は、一千四百七十二部、八千四百四十六卷あり。次いで神・哲・徽・欽の四朝、一千九百六部、一萬六千一百八十九卷あり。三

朝の錄する所は、則ち兩朝復た登載せず、而して其の未だ有せざる所を錄するは、四朝の兩朝に於いても亦た然り。其の當時の目を最とするに、部六千七百有五と爲り、卷七萬三千八百七十有七と爲る（嘗歷考之、始太祖・太宗・眞宗三朝、三千三百一十七部、三萬九千一百四十二卷、次仁・英宗兩朝、一千四百七十二部、八千四百四十六卷。次神・哲・微・欽四朝、一千九百六部、二萬六千二百八十九卷。三朝所錄、則兩朝不復登載、而錄其所未有者、四朝於兩朝亦然。最其當時之目、爲部六千七百有五、爲卷七萬三千八百七十有七焉）」と記されている。この數字は、唐の『開元四部錄』に著録される三千六十部、五萬千八百五十二卷をはるかに上回っている。殘念ながら、まもなく靖康の變が起こって汴京は陥落し、この豊富な藏書は、金人が略奪し北へ持つて行つたほかは、大部分は戦火の中で灰と化した。これは中國の歴史文獻の一大損失である。

三、『中興館閣書目』と南宋の藏書

南宋政權の樹立後、宋と金の關係は相變わらず緊張しており、文事に構う暇はなかつた。そのため、求書欲はなく、また、獻書者を獎勵する規定も制定されなかつた。紹興元（一一三二）年三月、進士の何克忠は、『太祖皇帝實錄』四冊、『國朝寶訓』十一冊、『名臣列傳』三冊、『國朝會要』三冊の計二十二冊を獻納した。數は決して多くはなかつたが、高宗は「何克忠の獻する所の書内、『會要』は節本に係ると雖も、文籍殘缺の際に當り、首先投進す、特に與へて下州文學に補すべし……」⁽²⁾ という詔を下した。紹興一（一一三二）年、「將仕郎賀廩藏する所の書籍五千卷を以て之を上る、詔して本家將仕郎恩澤一名を與へ、廩は仍ち吏部をして先に次注せしめ、合に近便の差遣に入るべし」ということがあつた。しかし、紹興五（一一三五）年、「大理評事諸葛行仁『冊府元龜』等書凡そ萬一千五百一十五卷を獻」⁽²⁾ じたが、

これもやはり「詔して本家將仕郎恩澤一名を與ふ」⁽²⁸⁾となつた。賀廩は書物五千卷を獻納し、「本家將士郎恩澤一名を與えられ」、しかも賀廩自身も吏部で先行して次注となり、「近便差遣」できた。しかし、諸葛行仁は、書物を一萬千五百卷以上獻納し、その獻書數は賀廩の一倍だが「本家將仕士郎恩澤一名を與ふ」という褒賞しか得ていない。ここから、恩賞は混亂し、頼るべき基準はなく、隨意性の高いことがわかる。そのため、民間からの獻書の積極性は、大きな打撃を受けた。この點については、高宗自身でさえ認識しており、紹興十三（一一四三）年閏四月、臣下に「昨日 吳說上殿し劄子理會書籍を捜求して云ふ、『湖臺の間、士大夫の家に寄居するに之有ること多きも、恩賞を立定すること無きに縁り、人家將出するを肯ぜず』」と。卿等 太宗朝の捜訪遺書推賞の制を檢會し、依倣して立定せしむるべし⁽²⁹⁾と述べている。高宗は問題に氣付き、太宗期の舊制に倣い遺書探求の褒賞の規定を定めるよう命じた。紹興十六（一一四八）年によくやく、奸臣秦桧の息子である秦嬉が「措置し、定賞格を定め、鏤版行下⁽³⁰⁾」した。この「定賞格」は、大體、次のように規定されている。①「如し投獻し晉唐の墨跡の眞本に到る者あれば、旨を取り優異推恩す」。②「祕閣の闕書、善本及び二千卷の者は、官有る人は轉官を與へ、士人は永免文解或ひは免解を與ふ」。③「一千卷以上に及ばざる者は、類に比して推賞を増減し、如し給を願ふ者あれば、工墨紙劄を總計し、優に支給を與ふ」。④「諸路の監司守臣、求訪して晉唐眞跡及び善本書籍に到り、應に上件の賞格を得べき者は、類に比して推賞す」。⑤「其れ投獻の書籍を到せば、先ず祕書省に下し校對し、如委是れ善本なれば、方に收留を許す」⁽³¹⁾。太宗・眞宗年間の求書の詔書と比較すると、もともと三百卷、或いは五百卷以上獻納した者は「一子出身を與」えられ、「儒墨に親しまざる者」でさえも、「安排を與」えたが、この時は一千卷でようやく官位・賞金を與えられており、その差は歴然としている。したがつて、南宋の獻書の效果は低かった。紹興十九（一一四九）年、高宗は「昨に指揮を降し、書籍を求訪するも、今に至るも投獻尙ほ少し、蓋し監司、郡守の視ること不急爲らず、奉行滅裂す、檢舉申嚴にして行下すべし」⁽³²⁾と詔を下した。高宗は獻

納が「尙ほ少し」なのは、褒賞の非合理さではなく、監司・郡守など關係官吏のやり方に問題があると考えた。しかし、この年十月に更に「前日立つる所の賞格、宜しく更に勸誘を加へ、來たる者繼有するを庶幾ふべし」と述べている。

南宋の獻書の効果は北宋には及ばないが、南宋は、中國の木版印刷が全面的に發展した時代であり、その都である臨安は、當時、出版の中心地の一つとして有名であった。書坊も、營利のために積極的に書物を探求して出版した。なかでも、一部の珍しい善本は「監司、郡守搜訪して之を得れば、往往にして版に鋟し、以て官書と爲」した。⁽³⁴⁾ つまり、監司や郡守は、もう獻書には熱中せず、刊刻を通して利益を得ていた。しかし、書籍はすでに刊刻されて入手しやすくなり、南宋の書物の入手経路は、北宋に比べてはるかに廣くなつた。したがつて、民間から直接に入手する書物には限界があつたが、公私に印刷された書物は、日ごとに増加した。そのため、『中興館閣書目』が編纂されたとき、南宋朝廷の藏書は、數から言えど、北宋三館の收藏を上回っていた。

『文獻通考』には「淳熙四（一一七七）年、祕書少監陳驥等言ふ、中興館閣藏書、前後搜訪し、部帙漸く廣し、乞ふ『崇文總目』の類次に倣へと。五（一一七八）年、書目成り、計るに現在の書は四萬四千四百八十六卷、『崇文』の載す所に較ぶるに、實に一萬三千八百一十七卷多し」⁽³⁵⁾ とある。この目録はすでに散逸していく、現在は民國二十二年の趙士煥（孟彤）の輯本五卷がある。『中興館閣書目輯考』と稱され、この本からその概略を見ることができる。『宋史』藝文志の記載によれば、『中興館閣書目』は原書七十卷、さらに序例一卷があるという。李心傳『建炎以來朝野雜記』にも「乃ち館職に命じて書目を爲らしめ、其の綱例は皆な『崇文總目』に倣ふ。書目は凡て七十卷」⁽³⁶⁾ とある。しかし、陳振孫『直齋書錄解題』は、『崇文總目』を「三十卷」と著録し、『文獻通考』經籍考も陳の説を取り、三十卷に作つてゐる。また、趙士煥は「私家の藏する所、卷帙或ひは並びに合ふこと有り、當に定本に非ざるべし」と解釋している。

ひとまずこの説を紹介しておく。

『中興館閣書目』の「綱例」は、「皆な『崇文總目』に倣」⁽²²⁾ っているが、類目をかなり調整している。とはいそ本書はやはり經史子集の四部に分かれていて、そのうち、經部は、易・書・詩・禮・樂・春秋・孝經・論語・經解・纖緯・小學の十一類、史部は、正史・編年・起居住・別史・史抄・故事・職管・雜傳・儀注・謚法・刑法・目錄・譜牒・時令・地理・霸史の十六類、子部は、儒・道・釋・神仙・法・名・墨・縱橫・雜・小說・農・天文・曆譜・五行・蓍龜・雜占・形法・兵・醫・類書・雜藝術の二十一類、集部は、楚辭・別集・總集・文史の四類に分かれている。前文で述べた『崇文總目』の分類と比較してみると、非常に明確であり、『崇目』に削除された數多くの類目、例えば、經部の纖緯、集部の楚辭などが復活し、しかも謚法など新しい類目も増加している。このような類目の調整は、『中興館閣書目』に著録された圖書が『崇文總目』が變化を生じたと見なしていることを反映している。馬端臨は「蓋し紹興より嘉定に至るまで承竝百載、遺書十に八九を出だし、著書立信の士又た益ます衆く、往往にして多く祕府を充たす」⁽²³⁾ と述べている。歴史上の「遺書十に八九を出す」と、宋人の著述の增加こそが、『中興館閣書目』が類目を調整した理由である。

『中興館閣書目』は、『崇文總目』と同じく、提要式目錄である。各書の下にほぼ「敍釋」がある。『資治通鑑』を例に挙げれば、その提要には「本朝の司馬光撰。公乃ち冗長を刪削し、國家の興衰に要關するを擧げ、生民休戚し、善は法を爲すべく、惡は戒を爲すべき者なり。神宗序を制し、賜ひて『資治通鑑』と名づけ、經延進讀を命ず。公又た事目を略舉し、年經國緯、以て檢尋を備へ、『目錄』を爲る。群書を参考し、其の異同を評して、『考異』を爲る。合せて三百五十四卷なり」⁽²⁴⁾ とある。『通鑑』・『通鑑目錄』・『通鑑考異』は、それぞれ獨立した書物だが、宋人はしばしば一書と見なしている。この提要是『資治通鑑』の最初の流通形態を反映しており、今日でも参考する價値はある。陳垣氏は『中興館閣書目』について「『崇文目』は慶曆までに止まり、この目錄は淳熙まで及び、宋一代の文はほぼここに備わり、

しかも「宋志」の據り所である。「宋志」は粗雑であるから、史の缺を訂正するのに頼りとなり、存佚の考證、異同の調査にとどまらない。⁽⁴⁾ と論じている。

嘉定十三（一一三〇）年、つまり『中興館閣書目』編纂から四十數年後、祕書丞の張攀⁴¹に命じて『中興館閣續書目』を作らせ、圖書一萬四千九百四十三卷を増錄させている。もとの目録と『續目』は南宋朝廷の國家藏書の状況をほぼ反映している。

『中興館閣書目』の編纂は、當時の求書に對してその據り所を提供しており、書目は刊刻後、各地に頒布され、「中興館閣書目」を以て點對し、如し未だ收めざるの書有れば、即ち文を本處に移して取索し、祕府の儲を廣げんことを庶ふ⁽⁴²⁾となつた。ここから南宋朝廷の求書に對する態度に變化が生じたことを讀み取るのは難しくないだろう。もし、以前は獎勵方法を用いていたと言うなら、この時は單に「文を本處に移して取索」するだけである。このときの求書は、主に行政命令によつて「取索」し、獎勵はすでに二の次になつてゐることは明らかである。

『文獻通考』の記載によれば、紹定辛卯、つまり紹定四（一一三一）年、宮廷で大火が起こり、藏書は大きな損害を受けた。したがつて『中興館閣書目』と『續目』は、南宋初期から嘉定以前までの藏書状況のみを反映しており、以後の状況については、記載に乏しく、推測することも不可能である。

注

- (1) 『宋會要輯稿』職官 十八之一。
- (2) 『春明退朝錄』卷中「唐兩京皆有三館……本朝三館合爲一、竝在崇文院中」。
- (3) 『宋會要輯稿』崇儒 四之十五「凡進書者、先令史館點檢、須是館中所闕、即與收納、仍送翰林學士院引試、驗問吏理、堪任職官者、得具名以聞」。

- (4) 『宋會要輯稿』崇儒四之十六「宜令三館所有書籍、以開元四部書目比較、據見闕者、特行搜訪、仍具錄所少書于待漏院榜示中外。若臣僚之家有三館闕書、許上之。及三百卷以上者、其進書人送學士院驗人才書判、試問公理、如堪任職官者、與一子出身、或不親儒墨者、卽與安排。如不及三百卷者、據卷帙多少優給金帛、如不願納官者、借本繕寫畢、却以付之」。
- (5) 『宋會要輯稿』崇儒四之十七「有收得三館所少書籍、每納到一卷給千錢」。
- (6) 『玉海』卷五十二「小則償以金帛、大則授之以官」。
- (7) 『宋會要輯稿』崇儒四之十八「進納併多」。
- (8) 『皇宋事實類苑』卷三十一「爲目成六十七卷」。
- (9) 『續通鑑長編』卷百三十四「翰林學士王堯臣等上新修崇文總目六十卷」。
- (10) 袁本『郡齋讀書志前志』卷二下「右皇朝崇文院書目也。隋嘉則殿書三十六萬卷、至唐散失已多、崇文書比之唐十得二三而已。自經內牛之亂、存者無幾矣」。
- (11) 『直齋書錄解題』卷八「景祐初、學士王堯臣……歐陽修等撰定、凡六十六卷。諸儒皆有論議、歐公文集頗見數條、今此惟六十六卷之目耳、題云紹興改定」。
- (12) 『舊唐書』經籍志「所用書序、咸取魏文貞、所分書類、皆據隋經籍志」
- (13) 衢本『郡齋讀書志』卷九「此書多所謬誤」。
- (14) 『十駕齋養新錄』卷十四「今考續宋會要、載紹興十二年十一月、權發遣盱眙軍向子堅言、乞下本省、以唐藝文志及崇文總目所闕之書、注闕字于其下、付諸州軍照應搜訪。是今所傳者、卽紹興中頒下諸州軍搜訪之本、有目無釋、取其便于尋檢耳。豈因漁仲之言而有意刪之哉。且漁仲以薦入官、在紹興之末、未登館閣、旋即物故、名位卑下、未能傾動一時、若紹興十二年、漁仲一閩中布衣耳、誰復傳其言者」
- (15) 『四庫全書總目提要』卷八十五「今觀其書、載籍浩繁、抵牾誠所難保。然數千年著作之目總匯於斯、百世而下籍以驗存佚、辨真贗、核同異、固不失爲冊府之驪淵、藝林之玉匱也」。
- (16) 『撰集四部經籍序略』(『全唐文』卷三百七十三)「都管三十六百部、五萬一千八百五十一卷……」。
- (17) 『求遺書詔』(『宋大詔令集』卷百五十八)「宜開購賞之科、以廣獻書之道」。
- (18) 『玉海』卷五十一
- (19) 『宋會要輯稿』崇儒四之十九「按籍而求之、十纏六七。號爲全本者、不過二萬餘卷、而脫簡斷編」散闕逸之數浸多」。

- (20) 「宋會要輯稿」崇儒四之十九「直及今有所搜採、視慶曆舊錄有未備者、頒其名數於天下、選文學博雅之士求訪、總目之外別有異書、竝借傳寫、或官給筆札、即其家傳之、就加校定、上之策府」。
- (21) 「宋會要輯稿」職官十八之十九「頃因臣僚建言訪求遺書、今累年所得、總目之外凡數百家、幾萬餘卷」。
- (22) 「宋會要輯稿」職官十八之十九「依景祐故事、詔祕書省官以所訪遺書討論譏次、增入總目、合爲一卷、乞別制美名、以更崇文之號」。
- (23) 「玉海」卷五十二
- (24) 「玉海」卷五十一
- (25) 「宋會要輯稿」崇儒四之十九「……歷下詔書、訪求」逸……歷歲寢久、有司覩習、多致散缺。私室所悶、世或不傳、可令郡縣諭旨訪求、許士民以家藏書所在自陳、不以卷帙多寡、先具篇目申提舉祕書省以聞、聽旨遞進、可備收錄、當優與支賜。或有所祕未見之書、有足觀采、卽命以官、議以崇獎、其書錄畢給還。若率先奉行、訪求最多州縣亦具名聞……令禮部疾速遍牒施行」。
- (26) 「宋會要輯稿」崇儒四之二十「何克忠所獻書內、會要雖係節本、當文籍殘缺之際、首先投進、可特與補下州文學……」。
- (27) 「宋會要輯稿」崇儒四之二十一「將仕郎賀廩以所藏書籍五千卷上之、詔與本家將仕郎恩澤一名、廩仍令吏部先次注、合入近便差遣」。
- (28) 「宋會要輯稿」崇儒四之二十四「大理評事諸葛行仁獻冊府元龜等書凡萬一千五百一十五卷」、「詔與本家將仕郎恩澤一名」。
- (29) 「宋會要輯稿」崇儒四之二十六「昨日吳說上殿劄子理會搜求書籍云、湖臺之間、寄居士大夫家多有之、緣無立定恩賞、人家不肯將出。卿等可令檢會太宗朝搜訪遺書推賞之制、依倣立定」。
- (30) 「宋會要輯稿」崇儒四之二十八「秦燭措置、定定賞格、鍛版行下」。
- (31) 「宋會要輯稿」崇儒四之二十八「如投獻到晉唐墨跡真本者、取旨優異推恩」。「祕閣闕書、善本及一千卷者、有官人與轉官、士人與永免文解或免解」。「不及一千卷（もともと「石」に作る。今、改める。）以上者、比類增減推賞、如願給者、總計工墨紙劄、優與支給」。「諸路監司守臣、求訪到晉唐真跡及善本書籍、應得上件賞格者、比類推賞」。「其投獻到書籍、先下祕書省校對、如委是善本、方許收留」。
- (32) 「宋會要輯稿」崇儒四之二十九「昨降指揮、求訪書籍、至今投獻尚少、蓋監司、郡守視爲不急、奉行滅裂、可檢舉申嚴行下」。
- (33) 「宋會要輯稿」崇儒四之二十九「前日所立賞格、宜更加勸誘、庶幾繼有來者」。
- (34) 「宋會要輯稿」崇儒四之三十一「監司、郡守搜訪得之、往往饋版、以爲官書」。

(35)

『文獻通考』經籍考序「淳熙四年、祕書少監陳驥等言、中興館閣藏書、前後搜訪、部帙漸廣、乞倣崇文總目類次。五年、書目成、計見在書四萬四千四百八十六卷、較崇文所載、實多一萬三千八百一十七卷」。

(36)

『建炎以來朝野雜記甲集』卷四「乃命館職爲書目、其綱例皆倣『崇文總目』焉。書目凡七十卷」。

(37)

「中興館閣書目輯考序」

(38) 『文獻通考』經籍考序「蓋自紹興至嘉定承竝百載、遺書十出八九、著書立信之士又益衆、往往多充祕府」。

(39)

『中興館閣書目輯考』「本朝司馬光撰。公乃刪削冗長、舉要關國家興衰、生民休戚、善可爲法、惡可爲戒者。神宗制序、賜名『資治通鑑』、命經延進讀。公又略舉事目、年經國緯、以備檢尋、爲『目錄』。參考群書、評其異同、爲『考異』。合三百五十四卷」。

(40)

「中興館閣書目輯考序」

(41) 『宋會要輯稿』崇儒 四之三十一「以中興館閣書目點對、如有未收之書、即移文本處取索、庶廣祕府之儲」。